



清秋の候、組合員の皆様方におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当土地区画整理事業の推進にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年8月2日土曜日に開催されました、令和7年度第1回総代会において「令和6年度事業報告及び収支決算並びに財産目録」が承認されましたので、内訳、実施事業の詳細をご報告申し上げます。

今後とも皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目 次

- ・令和6年度事業報告・・・P.1
- ・令和6年度収支決算・・・P.2
- ・令和6年度施工箇所図・・・P.3
- ・お知らせ・・・・・・・・・・P.4

令和6年度事業報告

※ 令和6年度に実施した主な事業は下記のとおりです。

1. 工 事

- (1)道路築造工事
 - ・東大宮七里線外、区6－30号線外、区9－2号線外の道路築造工事、電線共同溝整備工事、雨水管布設工事等を行いました。
- (2)道路等管理工事
 - ・道路の補修等を行いました。
- (3)整地工事
 - ・42街区、89街区等の残土処理（5,510m³）を行いました。
- (4)電柱移設工事
 - ・道路築造に伴い、移設、撤去を行いました。

2. 補 償

- (1)物件補償
 - ・事業により移転が発生する建物移転（4戸4棟）や工作物等の補償を行いました。

3. 法2条2項事業費

- (1)上水道工事費
 - ・配水管の布設工事（L＝258m）を行いました。

4. 調査設計

- (1) 家屋事後調査復旧費積算業務（R5）
 - ・工事に伴う損害補償費を算定するために行いました。
- (2) 道路詳細設計業務（R6）
 - ・今後工事予定の道路等の詳細設計を行いました。
- (3) 整地実施設計等業務（R6）
 - ・地区内の造成工事等の詳細設計を行いました。
- (4) 事業用地草刈業務（R6）
 - ・組管理用地の草刈を行いました。
- (5) 杭打測量・換地修正外業務委託
 - ・事業に必要な杭の埋設を街区点及び画地点の計419点、及び分筆に伴う換地図書の修正（21筆）等を行いました。
- (6) 建物等調査積算業務委託
 - ・事業により移転が発生する建物等について調査積算を行いました。
- (7) 建物移転・存置・公共施設整備
施工計画策定等業務委託
 - ・今後の事業施工に必要な施工計画について作成しました。

令 和 6 年		令 和 7 年	
5月	「まちづくりニュース」発行	2月17日	『第2回理事会』
6月26日	『定期監査』（令和5年度決算）		・令和6年度第2回総代会について
7月16日	『第1回理事会』		・短期借入金の執行について
	・令和6年度第1回総代会について		・随意契約の執行について
8月4日	『第1回総代会』	3月8日	『第2回総代会』
	・令和5年度さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の事業報告及び収支決算並びに財産目録の承認を求めることについて		・令和7年度さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合の事業計画及び収支予算について
9月	「まちづくりニュース」発行		

令和6年度収支決算

収 入

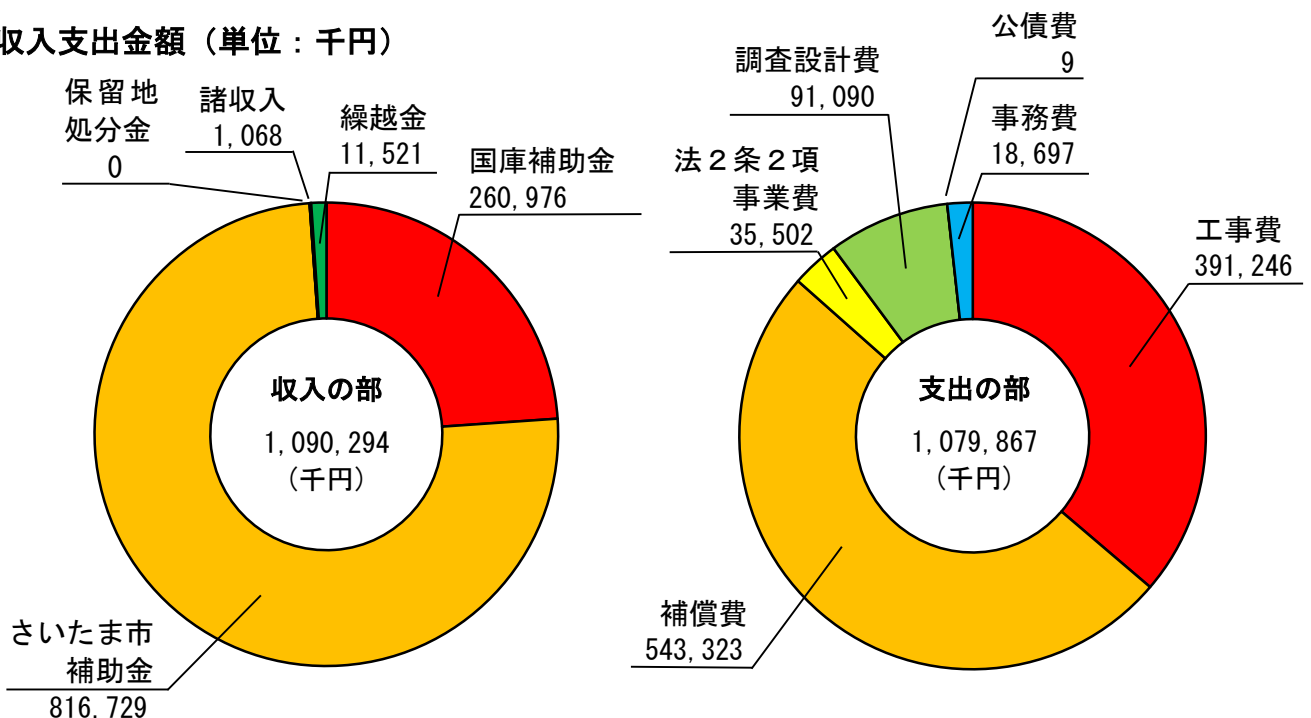
費 目	決 算 額 (円)	摘 要
国庫補助金	260,976,000	地活交付金
さいたま市補助金	816,729,093	
保留地処分金	0	
諸収入	1,067,750	雑入 ※契約保証金 1,030,000 円含む
繰越金	11,520,743	
収 入 合 計	1,090,293,586	

支 出

費 目	決 算 額 (円)	摘 要
工事費	391,245,987	・ 道路築造工事 ・ 道路等管理工事 ・ 整地工事 ・ 電柱移設工事等
補償費	543,322,906	・ 物件補償 ・ 鉄塔移転補償
法2条2項事業費	35,501,826	・ 上水道工事
調査設計費	91,090,374	・ 道路詳細設計業務 ・ 整地実施設計等業務 ・ 雨水管路施設基本設計業務 ・ 事業用地草刈業務 ・ 第一調整池維持管理業務 ・ 杭打測量・換地修正外業務委託 ・ 建物等調査積算業務委託 ・ 小深作遺跡埋蔵文化財発掘調査業務等
公債費	9,349	・ 借入金利子
事務費	18,697,007	・ 組合運営維持にかかる経常的な事務費
支 出 合 計	1,079,867,449	

収入支出差引額 10,426,137 円は次年度へ繰り越します。

☆収入支出金額（単位：千円）



七里駅北側特定土地区画整理事業
施工箇所図



◆ お 知 ら せ ◆



建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要ですので、再建築等をお考えの方は組合事務局までご相談ください。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ **建築物**その他の工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- ・ 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は許可条件に違反した時はさいたま市長から原状回復命令又は、移動もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

門・塀などをつくる時のご注意

道路と皆さんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、原則として中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円（税込）となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、協会の窓口へ相談の上、行ってください。

権利の届出をしてください（定款第85条及び第86条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から※代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※ 共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効活用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

仮換地図・底地番図・位置図がホームページからダウンロードできます

組合事務局の（一財）さいたま市土地区画整理協会のホームページから、本組合の仮換地図・底地番図・位置図がダウンロードできるようになりました。ホームページの利用上の注意をご確認の上、参考図面としてご利用ください。

お問い合わせ先（組合事務局）

一般財団法人
さいたま市土地区画整理協会

〒338-0002

さいたま市中央区下落合2-18-6

<http://saitama-kukaku.jp/>

当協会ホームページはこちらから



ご不明な点は下記までお問い合わせください

- ☎ 管理課 048-799-2352（資金管理・換地に関すること）
- ☎ 補償課 048-799-2523（建物補償等に関すること）
- ☎ 工事課 048-799-2528（工事に関すること）